

## 除じん装置の捕集物処理

## 適用範囲

本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、化学物質処理やその他の作業で、管理段階 2 が適用され、除じん装置の設置を必要とするときに使用する。本作業指針シートは、除じん装置の捕集物を処理するときの規範を示す。本作業指針シートはまた、化学物質に対するばく露を適切なレベルまで抑制するために従わなければならない注意事項も示す。すべての規範と注意事項に従うことが重要である。化学物質によっては、引火性または腐食性があるので、これらの危険性に対しても適切な管理が必要である。詳細は、各化学物質安全データシートを参照すること。汚染空気を外気に排出する前に、排ガス処理装置を通すことが必要な場合もある。本シートは、作業者の健康を守るための最低限の基準を示すものであり、プロセス管理またはその他のリスク管理において適用されるこれより低い基準を正当化するためには使用してはならない。

## 作業場

- 関係者以外は作業場に入れない。風下における作業は避ける。

## 設計と装置

- 除じん装置が規格に従って設計・設置されていることを確認すること。設計者／製造者／設置者は、除じん装置が要求される仕様・規格に従って設計・設置されていることを確認できる資料を提出すること。
- 除じん装置は、主な作業場の外側に設置し、できれば風の強い方向を避ける。
- 燃焼性の粉じんを扱う場合は、爆発軽減装置を設置し、接地を確実に行うこと。
- 装置の基部に圧抜き機構を設け、捕集物の袋が吸い込まれるのを防止すること。
- マノメーターや圧力計などの簡単な方法により、装置の作動を確認すること。
- 粉じんが貯まりすぎる以前に処理する。処理をする周期を定めておくこと。
- ごみ袋を取り外すためのために、遮断弁を設けること。
- 粉じんの処理においては、環境保全に関する地域の法令を遵守すること。

## 点検、検査および保全

- 製造者から装置の設計性能に関する情報を入手して保管し、性能の評価に使用すること。
- 毎日、換気システムの電源を入れるとき、正しく作動することを確認すること。

- 毎週 1 回、ダクトの状態を目視検査し、損傷を見つけたら早急に修理すること。修理が完了するまでは、プロセスを停止しなければならないことをよく考慮する。
- 少なくとも年 1 回、システム全体の点検と検査を行い、性能が仕様と基準に合致しているのを確認すること。
- 装置の有効性と効率を維持するよう、供給業者／設置業者の指示に従った保全を行うこと。

## 清掃と整理整頓

- 捕集物容器を定期的に空とすること。
- 捕集物容器から内容物が溢れ出さないよう注意すること。
- 捕集物袋を装置から取り外す前に、袋の口を固定すること。
- 毎日、装置とその周辺をきれいに清掃すること。
- こぼしたものは直ちに拭き取ること。
- ほうきや圧縮空気を使って清掃をしてはならない。濡らした布または真空掃除機を使うこと。

## 個人用保護具（PPE）

- 有害性グループ有害性グループ S の化学物質が皮膚、眼、または皮膚から体内に入ると危険である。皮膚を化学物質から守る方法に関しては、作業指針シートの Sk100 と Sk101 を参照すること。
- 化学物質安全データシートにより、捕集物の有害性を確認するか、材料の納入業者に聞かして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 保護具の供給業者に相談して、適切な保護具を選ぶこと。
- 保護具を保守すること。使わない場合は、清潔かつ安全な場所に保管すること。
- 保護具はいつもきれいにし、定期的に交換すること。また、破損したらすぐに交換すること。

## 教育訓練と管理

- 作業者に扱う物質の危険性・有害性を教育し、作業指針シートと保護具の必要な理由を理解させること。
- 作業者に化学物質の安全な取り扱い方を教育すること。
- 作業指針シートを実践していること、および問題が発生したときの対処方法を知っていることを確認すること。
- 決められた注意事項の守られていることが確認できる体制を確立すること。